



島根県報

令和6年1月16日（火）
号外第3号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始（2件）

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第28号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田種三隅線	浜田市三隅町西河内680番1地先から同695番1地先まで	メートル 175.60	令和6年 1月16日	浜田県土整備事務所	

島根県告示第29号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合上阿井線	雲南市吉田町吉田3965番21地先から同地先まで	メートル 18.13	令和6年 1月16日	雲南県土整備 事務所	
〃	掛合大東線	雲南市三刀屋町中野1155番1地先から同番4地先まで	6.90	令和6年 1月16日		
〃	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町根波別所2418番1地先から同地先まで	16.56	令和6年 1月16日		